

兵庫県警察本部投資事業審査会設置要綱

〔平成12年 6月19日〕
本部訓令第4号

（設置）

第1条 警察本部が所掌する投資事業（以下「投資事業」という。）の評価を行うため警察本部に兵庫県警察本部投資事業審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審査会は、会長、副会長及び会員をもって組織し、その構成は次のとおりとする。

- (1) 会長 警察本部長
- (2) 副会長 総務部長
- (3) 会員 警務部長
神戸市警察部長兼警務部参事官
刑事部長
生活安全部長
地域部長
交通部長
警備部長
警察学校長
警務部参事官兼阪神方面本部長
警務部参事官兼播磨方面本部長
警務部参事官兼警務課長
刑事部参事官兼組織犯罪対策局長
総務部会計課長

（所掌事務）

第3条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 投資事業に係る事業評価調書の審査に関すること。
- (2) その他投資事業の評価に関すること。

（会議）

第4条 審査会は、会長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

- 2 会長が必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

（庶務）

第5条 審査会の庶務は、総務部会計課において行う。

（補則）

第6条 投資事業の評価に関しては、知事の事務部局における投資事業の評価に関する要綱等を準用する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成12年6月19日から施行する。

附 則 （平成16年12月22日本部訓令第19号）

この訓令は、平成16年12月22日から施行する。